

中世秘跡論争

関口武彦

問題の所在

秘跡について詳細に規定したのは、近世最初の公会議であるトリエント公会議（一五四五―一六三年）であった。第七総会（一五四七年三月）は秘跡一般に関する教令を採択した。¹⁾ ルターの『教会のバビロニア捕囚』に対する批判を念頭におきつつ、教会が伝統的に認めてきた七つの秘跡をあらためて確認した（第一条）。秘跡の事効的效果を認め（第八条）、洗礼、堅信、叙階の三つの秘跡は霊印を刻むものであるから繰返し受取ることとはできないと規定した（第九条）。秘跡の執行者は「少なくとも教会が行うことを行うという意図」をもたなくてはならない（第十一条）。第二十三総会（一五六三年七月）は、叙階の秘跡に関する改革教令を採択した。「言葉と外的なしるし」をもって行われる聖なる叙階によって恩恵が与えられ（第三章）、叙階の秘跡において消されることも除去されることもない霊印が刻まれるがゆえに、いったん叙階された者は再び信徒に戻ることはできない（第四章および第四条）。改革教令は、端的に言って、アウグスティヌスの神学理論の勝

利を告げるものであった。トリエント公会議で採択された叙階の秘跡の教義は、叙階の質料の問題をのぞけば、現在にいたるまでほとんど変更が加えられていない。²⁾

教会外で（extra Ecclesiam）離教者、異端者、被破門者の司教が授けた秘跡の効力をめぐる論争はすでに教会創建当初から知られていたが、歴史学の立場から中世で激しい論争をひきおこした再叙階の問題を取上げ、教会改革と関連させながら論じたのは堀米庸三氏が最初である。³⁾ 氏は名著『正統と異端―ヨーロッパ精神の底流―』（中央公論社、一九六四年）の中で、「秘跡論争は、グレゴリウス改革そのものの、またその歴史的意義にとって決定的重要性をもつ問題である」（九六頁）と述べている。そして「グレゴリウス改革の進展とともに再版ハドナテイストV論争・秘跡論争は急速に熾烈となり、キプリアヌスの・ドナテイスト的理論が改革派諸法王やその公会議の決定を支配するにいたった」（二一八―一九頁）と主張する。堀米氏はレオ九世からインノケンティウス二世までをグレゴリウス主義の法王と考えており（二一八、一七六―七頁）、「グレゴリウス改革が、中世カトリッ

ク教会の確立者であるとするなら、中世ローマ教会の「正統主義」は、まさに「異端」的秘跡論によって確立されたことになる」（一一九頁）と論じている。さらにグレゴリウス七世の文書は「枢機卿フンベルトウスの純ドナテイスト的秘跡論を公式の立場から宣言したものとしてさしつかえない」（一三〇—一頁）のであり、注目すべきは「歴史が示すのを常とするおどろくべき発展のダイナミクスであり、そのアイロニーである」（一一九頁）。そして氏は「グレゴリウス主義は、この徹底的に保守的な教会秩序の理念を表現するため、このうえなくラディカルな手段としての主観主義的秘跡論を用いた」（二六二頁）と壮大な逆説を展開している。この後に書かれた諸論考においても堀米氏の基本的な立場や見解にはほとんど変化はみられない。⁵氏は一貫してグレゴリウス改革がカトリックの正統主義を逸脱し、ドナテイスト的謬見によって導かれたと主張しており、「このことを理解することなしには、グレゴリウス改革そのもののエネルギーはもとより、十二、十三世紀における宗教社会運動の簇生とその異端への転化も、あるいはこの教会の真の意味における危機に際し、それに対する自覚と責任の意識において立向ったイノセント三世の法王権の意義も、ついに理解されることはないであろう」とまで言い切っている。⁶

しかしながらこのような堀米氏の見解に対しては、ただちに疑問が湧いてくるであろう。はたしてグレゴリウス主義は、主観主義的秘跡

論に立つフンベルトウスの理論に御墨付きを与えたものなのか？ 改革をリードした人物、すなわちレオ九世をはじめニコラウス二世、アレクサンデル二世、そしてグレゴリウス七世にいたる諸教皇はドナテイストの立場をとったというが、これは事実なのであるか？ さらにカトリック的教会秩序の理念と主観主義的秘跡論はそもそも両立しうるのだろうか？ 堀米氏は「まさにこの誤りをさえおかせたものが、改革者の腐敗に対するはげしい憤りであり、そこから生じたエネルギーあつてはじめて、グレゴリウス改革という画期的事件が生じた」と述べているが、これはレトリックではないだろうか？ もしもそのような憤りとエネルギーの奔流に飲みこまれてしまったならば、教会は無政府状態におちいり、教階制の確立どころか分裂と解体しか生まれないのではなからうか？ 改革者の一人、ペトルス・ダミアーニが懸念していたのも実はそのことであり、彼が『シモニスト叙階論』(Liber gratissimus) を著したのもそのためであった。⁸シモニスト叙階の効力をめぐって一〇四九、五〇、五一年のローマ教会会議で激しい議論がたかかわされたとき、司教たちは猜疑と不安におそわれたが、とくに「自分が叙階した聖職者を幾人かの司教が再叙階した」とが混乱を助長したとペトルスは述べているからである。⁹

カトリック理論の本質は、官職カリスマと個人的価値との厳格な分離にある。¹⁰司祭の官職カリスマ的能力を彼個人の資質から分離したこ

とを端的に示すのは「消えざる畫印」(character indelibilis)の教理であろう。司祭がたとい個人的には非難を受けるようなことがあったとしても、職権によって保証された彼のカリスマ的資格が疑問視されることはない。その場合にのみ教会の官僚制化(教階制ヒエラルキヤの形成)は可能であり、恩恵を賦与する教会の權威は維持される。權威への服従が救済のための必須の徳目として重視されていた時代に、再版、ドナティズムという異端的秘跡論が改革の中枢に入りこむ余地はないと言わねばならない。本稿の目的は、叙階の正統教義が形成されて行く過程で、教皇改革期の秘跡論が果たした歴史的意義を明らかにすることである。

一 正統理論の形成

秘跡論争は、三世紀半ばまでは主として教会外で授けられた洗礼の有効性をめぐって行われた。叙階問題が争点になることは稀だったのである。しかし三世紀中葉すぎになってキリスト教徒に対する組織的迫害と離教者の増加にともない、教会外叙階の効力の問題があらたに浮上した。一般的に言つて、アフリカや東方の教会はこの件に関して厳しい態度をとっている。¹¹⁾ カルタゴの司教であったキプリアヌスは、自発的にせよ強いられたにせよ、カトリック教会から離反した司教は

もはや秘跡を有効に伝達することはできないと考えた。聖靈の働きを重視したキプリアヌスは「教会の外に聖靈なし」の命題を押しすすめ「聖靈なくして秘跡なし」と主張し、教皇ステファヌス一世の見解に代表されるローマの神学と対立したのである。キプリアヌスにとつて秘跡行為の合法性と有効性は切り離しえない一体的なものであった。離教者がカトリック教会に復帰する方法については、すでにニカイア公会議(三二五年)にその規定がある。厳格主義者ではあるが教義が正統と認められていたカタリ派(IIノヴァティアヌス派)の信徒は、和解のためには按手のみが必要であり、同派の聖職者も再叙階をせずに引きつづきその品級にとどまったのである(カノン第八条)。これに対して反三位一体説を信奉していたパウロ派は、復帰の条件として再洗礼を課され、同派の聖職者はカトリックの司教による叙階のやり直しを命ぜられた(第十九条)¹²⁾。四世紀後半にシリアで編纂された『使徒教令』も異端者が授けた秘跡の効力には否定的であった。異端者の洗礼、ミサを容認せず(カノン第四十六条)、異端者が授けた洗礼や叙階は無効であるから再洗礼、再叙階が必要であると規定した(第四十七、六十八条)¹³⁾。

正統理論の形成史上もつとも重要な人物はアウグスティヌスである。彼の秘跡論は、ドナティストとの論争の中で形成されていった。四〇〇年頃に執筆された『洗礼論七卷』(De baptismo libri septem)は

秘跡について論じた大著である。¹⁴内容は大別すると二部に分けられる。第一巻は、ドナティストの再洗礼論を論駁し、洗礼は教会外でも有効に授けられると述べている。第二巻から第七巻までは、古代教会の権威者キプリアヌスの見解と彼が主宰したカルタゴ教会会議の決議文を分析したものである。本書から我々のテーマに関連する箇所を引用しておこう。第一巻第一章では、本書の目的が洗礼と叙階の秘跡の不滅性を論ずることにあると言い、カトリック教会の外で授けられた洗礼や叙階も決して損なわれることがなく、神与の秘跡を繰返すのは不敬度の業であると主張する。¹⁵第三巻第十六章と第五巻第二十三章では、帰正と和解の按手 (*manus impositio*) について論じている。聖霊はカトリック教会においてのみ按手によって授けられるが、これは洗礼や叙階のごとく繰返しえないものではない。異端者がそのあやまちを正したときには、彼に按手がなされるのである。¹⁶第六巻第一章には、キプリアヌスと、彼と意見を同じくする教父たちを批判した鋭い指摘がみられる。彼らはキリストの洗礼が異端者や離教者の下では存在しないと考えたのだが、これは「秘跡が秘跡の働きもしくはその使用から区別されていなかったからである」と。¹⁷秘跡神学の核心にせまる注目すべき発言といえよう。

正統理論が姿を現しても、それがローマ教会に根をおろし、西欧の教会に浸透していくまでには幾多の試練が待ちかまえていた。教皇ア

ナスタシウス二世（四九六―八年）が、皇帝アナスタシウス一世に宛てた書簡の中で、コンスタンティノーブル総主教アカキオスが授けた洗礼と叙階の効力は、彼の離教によっても影響をうけないと述べて、¹⁸いわゆるアカキオスのシスマの打開を図ろうとしたとき、側近の聖職者までが教皇との交わりを避けたといわれる。彼がカトリック教会の聖職者の意向を無視して、ひそかにアカキオスの復権を画策したからだと『教皇列伝』は伝えている。このためにアナスタシウスは「神の意志によって頓死した」という。アウグスティヌス神学の原則に沿って行動した教皇の善意も通用しなかったのである。ローマ以外にもアウグスティヌスの秘跡理論はなかなか浸透しなかった。オルレアン教会会議（五一一年）は、カトリックに改宗したアリウス派聖職者の品行に問題がなければ、司教は「按手の祝別によって」《*cum impositae manus benedictione*》相応の位階を彼に授けてよいと規定した（カノン第十条）。これが叙階なのか和解の儀式なのかははっきりしないが、サラゴサ教会会議（五九二年）の教令では明白である。カトリックに改宗したアリウス派司祭や助祭がその位階にとどまるためには再叙階が必要であり（カノン第一条）、アリウス派司教によって聖別された教会は聖別しなおされねばならない（第三条）。¹⁹スペインの西ゴート族の王レカレド一世は第三トレド教会会議（五八九年）で正式にカトリックに改宗したが、同会議はアリウス派司教に対して再叙階を命じ

ている。⁽²¹⁾ アナスタシウス二世からおよそ一世紀後に即位したグレゴリウス一世（五九〇―六〇四年）は確たる秘跡理論を支えられており、アウグステイヌスの再叙階不可の原則を明快に主張した。彼はラヴェンナ大司教ヨハネスに次のように書いた。「ひとたび洗礼を受けた者はふたたび受洗してはならないように、一度叙階された者は再度同じ品級に叙階されてはならない。もしも軽微な罪をおかして司祭職についた者がいたならば、彼はそのために贖罪を課されるが品級は保持されねばならない」と。⁽²²⁾ つまり司祭になる前に罪をおかした者は贖罪をはたす必要があるが、再叙階は不要であり、品級を奪われることもないのである。

しかしながらアウグステイヌスとグレゴリウス一世の秘跡論は必ずしも堅持されなかった。再叙階はその後もしばしば繰返されている。七世紀のイギリスを見てみよう。⁽²³⁾ ローマの典礼慣習の導入を決定づけたウイットビー教会会議（六六四年）から数年後に、教皇ヴィタリアヌスはカンタベリー大司教としてテオドルスを遣わし、イギリス教会の再編をはかった。協調的タイプの人間ではなかったテオドルスは、ヨーク司教の座を退位させたケルト人カエツダを、のちに彼がすぐれた人物だと知って、改めてリッチフィールド司教に叙任し、再叙階させた。ケアツダが十四日教徒 *quartodecimani* によって叙階されたというのがその理由であった。⁽²⁴⁾ カエツダは「すべての位階について」*«De*

omnes gradus》叙階されたといわれている。⁽²⁵⁾ ローマ教会と異なる暦算法を採用していた十四日教徒は異端者であり、その洗礼だけは受入れられるが、堅信や叙階の秘跡は認められなかったのである。ギリシヤ人修道士出身のテオドルスは、秘跡の効力についてローマ人よりもはるかに厳しい見方をしており、その厳格主義は後にヨーク司教エグバート（七六六年没）や大陸の伝道者ボンファティウス（七五四年没）に影響を与えた。教皇グレゴリウス二世とザカリアスは、ボンファティウスに対して再洗礼、再堅信が許されないことを改めて教えなくてはならなかったのである。⁽²⁶⁾

八世紀には後世に重大な影響をおよぼした事件がローマ教会で発生する。⁽²⁷⁾ 教皇ステファヌス三世（七六八―七五年）は、七六九年四月に召集したローマ教会会議において前教皇コンスタンティヌス（七六七―七八年）が聖座の侵入者であると宣告し、彼が一年余りの在任中に行つたすべての叙階（八名の司教、八名の司祭、四名の助祭）を無効とみなして再叙階を命じたのである。『教皇列伝』によれば、司教に関しては司祭か助祭に降格の後に改めて司教に選出され、被選司教は聖座に向いて教皇から聖別を受取らねばならない。司教および助祭については副助祭ないしそれ以下の品級に降格され、その後の扱いについては教皇に一任されるが、将来の昇進は禁止された。ステファヌス自身は、降格された司祭と助祭をもとの品級に戻すつも

りはないと断っている。³⁰「洗礼と聖香油の聖別をのぞいて」《*praetor sacrum baptisma atque sanctum chrisma*》コンスタンティヌスのすべての秘跡行為のやり直しが命ぜられたのである。³¹これは将来に大きな禍根を残すことになり、再叙階の支持者は先例として七六九年のローマ教会会議にしばしば言及した。

九世紀には在郷司教（農村司教）*chorepiscopus*の叙品権の問題が浮上した。³²在郷司教が西欧に出現するのは八世紀半ばであるが、補佐司教ともいべき彼らはやがて教区司教の権利をおびやかす厄介な存在になった。国王も司教座が空位になるとしばしば教区の行政を在郷司教に委ね、空位期間を引延ばして聖職俸収入を取得している。モー・パリ教会会議（八四五―六年）は、在郷司教が聖香油、聖堂を聖別し、上級の品級を授けることを禁止した。メッス司教ドロゴン（カール大帝の庶子）は、当代第一級の知識人であったフルダ修道院長ラバヌス・マウルスに在郷司教の叙階権の是非について問いあわせた。ラバヌスは、古代の二つの教会会議の教令、すなわちアンキユラ教会会議（三一四年）のカノン第十三条、アンテイオキア教会会議（三四一年）のカノン第十条に拠って、司教の同意という条件つきで在郷司教の叙階権を承認している。³¹しかし九世紀半ばに司教権の強化を策して作成された『偽イシドルス法令集』は在郷司教の叙階権行使に否定的であり、その無効を主張した。³²教区司教は彼の叙階をやり直さなくて

はならないのである。これに対して在郷司教も正式に叙階された司教であり、彼が叙階した聖職者は再叙階されるべきではないと主張したのは教皇ニコラウス一世（八五八―六七年）であった。八六四年にブルジュ大司教に「在郷司教が授けた叙階は無効にされてはならない。将来、司教の権威が弱められてはならぬ」³³と書いている。しかし、およそ二十年後にメッスで開催された教会会議（八八八年）は、在郷司教による教会聖別は正規の教区司教による聖別のやり直しを要すると決議した（カノン第八条）。彼らの司教としての役務は「無効にして無益である」《*vacuum est atque inane*》として、彼らを司祭の位階に格下げした。³⁴これ以後、在郷司教の権限は次第に縮小されてゆき、彼らに代って叙階権を行使しない大助祭 *archidiaconus* が農村に派遣されるようになるのである。

九世紀には、ルイ敬虔帝とその息子ロテールの争いによって惹き起こされたランス大司教エボの解任事件が叙階権に重大な問いを投げかけた。³⁵ロテールを支持したエボはルイ帝の不興をこうむり、ティオンヴィル *Thionville* 教会会議（八三五年）で廢された。ルイ帝の死（八四〇年六月）の後に彼はランス大司教に返り咲いたが、翌年の秋にシャルル禿頭王によって再びランスの座から追放された。エボは保護者ロテールに一時身を託したが、やがてゲルマニア王ルートヴィヒのもとに逃れた。彼によって八四七年にヒルデスハイム司教に任命さ

れ、八五一年に世を去っている。この間にランスの座にはヒンクマルが就任した(八四五年)。教会会議で正式に廃位されたのち再び大司教に復位したエボが一年有余のあいだに行った叙階の正当性の問題が彼の死後に浮上し、長期にわたって議論がたたかわされた。八五三年のソワソン教会会議では、利害当事者のヒンクマル自身が会議の主導権をとってエボの廃位を再確認し、復位後の叙階権行使の無効を宣告した。これは裁治権と叙階権の混同であって、当時の教会人はこの区別をまだ知らなかったといえよう。七六九年に対立教皇コンスタンティヌスが授けた品級の無効を宣言したローマ教会会議の出席者たちも同様であった。エボをめぐる問題はのちに再燃し、八六六年、ソワソンに再び教会会議がもたれた。前会議の決議はひとまず承認されたとはいえ、前回ほどの歯切れのよさはない。ヒンクマルはここでエボの叙階の無効よりもその違法性を強調しており、断罪された聖職者に対しては特免を与えるように教皇に要請した。しかしヒンクマルのもくろみ通りに、ことは進まなかった。教皇ニコラウス一世は「エボの聖職者」の叙階が無効であることを認めず、八五三年のソワソン教会会議で廃された聖職者をたちにもとの品級に戻すように命じたのである。³⁶⁾

九世紀末にヨハネス八世(八七二―八二二年)は、みずから破門したミラノ大司教アンセルトゥスが破門の身にもかかわらず、ヨゼフな

る人物をヴェルチェッリ司教に聖別したために大司教を廃位し、叙階の無効を宣告した。³⁷⁾ 教皇はこの際にキプリアヌスとインノケンティウス一世の慣用句「なぜなら所有していなかったものを人は実際に与えることができなかったからである」《quia quod non habuit dare profecto nequivit》を引用している。この直後にヨハネスは別人をヴェルチェッリ司教として聖別した。のちにアンセルトゥスが教皇と和解して大司教に復位したとき、ヨゼフの処遇が問題になった。ほどなくアステイ司教に選出されたヨゼフを、ヨハネスはアンセルトゥスに命じて再び聖別させた。この再叙階はイタリアの聖職者のあいだに抗議の嵐を巻きこした。

ヨハネス八世から四代後に教皇に選出されたフォルモスス(八九一―一六年)の叙階をめぐる、ローマ教会は以後三十年以上にわたって混乱をきわめた。³⁸⁾ ポルトの司教枢機卿であったフォルモススはヨハネス八世によってローマ教会会議で廃されたが(八七六年四月)、教皇マリヌス一世(八八二―四年)は彼に赦免を与え、ポルト司教に復職させた。彼はポルト司教の資格でステファヌス五世を教皇に聖別している(八八五年)。八九一年九月にステファヌスが世を去ると、フォルモススはその後継者として教皇に選出された。彼は聖座の保護者としていったんはスポレート公の息子ランベルトに期待をよせ、彼を皇帝として聖別したが、やがてスポレート公の政治的圧力に

堪えかねて、ひそかにゲルマニアの王アルヌルフをローマに呼びよせ、彼を皇帝に聖別した（八九六年二月）。フォルモススから二代後の教皇ステファヌス六世（八九六―七七年）はスポレート公の意を受けて悪名高い屍体教会会議をローマに開催した（八七七年一月）。当会議はフォルモススの教皇就任の違法性を理由に彼を侵入者とみなし、彼が行ったいつさいの叙階を無効であると宣告した。彼の違法行為には、古い教会法が規定していた司教の転任禁止に対する違反も含まれていた。³⁹ これ以後、フォルモススの叙階の合法性を擁護する党派とこれを否定する一派が対立してローマ教会は紛糾した。九〇四年一月に教皇の座については反フォルモスス派の急先鋒セルギウス三世（九〇四―一一年）である。彼はフォルモススによって叙階された聖職者に対して還俗するか、叙階をやり直すかの選択をせまった。こうしてローマとイタリアの少なからざる聖職者が自身の品級を保持するために再叙階を余儀なくされたのである。⁴⁰ しかしセルギウス三世の方策に対しては、当然ながらアウグステイヌスの正統理論を擁護する立場からの反対があった。フランス出身でナポリに定住した聖職者アウクシリウスと南イタリア出身の文法学者ウルガリウスの反論がこれである。アウクシリウスは九一一年に執筆した論考『敵対者と擁護者』（*Infensor et defensor*）の中でフォルモススの叙階を弁護し、洗礼と叙階の秘跡は繰返しえないと述べたあとで、座《*sedes*》と座の監

督《*praesidens*》を区別して次のように言う。「各々の座の名誉と威厳は敬意をもって守られねばならないが、もしも座の監督が道を踏みはずしたときには、そのまちがった道をたどるべきではない。すなわち、もしも彼らがカトリックの信仰と宗教に反して行動したならば、我々は決して彼らに従ってはならないのである。このようなことはコンスタンティノーブルやアレクサンドリアの座でしばしば起こったからである」⁴¹。ほぼ同時期にウルガリウスは『教皇フォルモススの訴訟と論争について』（*Super causa et negotio Formosi papae*）と題する論文において、破門や廢位によってもフォルモススは叙品権を喪失しなかったと述べて次のように要約する。「したがって当然ながら、いったん授けたならば、洗礼と同様に司祭職はその受領者から切り離しえないのである」⁴²。叙階の秘跡は受領者から「切り離しえない」《*inseparabile*》という考えには後の霊印の教義を思わせるものがある。だが十世紀には聖職者のあいだに神学の教養の低下がみられたのは事実であり、セルギウス三世に代表される反フォルモスス派の理論が一部では信用を得ていたことはまちがいない。九六三年十二月のローマ教会会議においてオットー一世の命令によって廢位されたヨハネス十二世は、皇帝のローマ出立後に再びローマを占拠し、一味の聖職者をサン・ピエトロ聖堂に集めて教会会議を開いた。ここでオットー一世が擁立した教皇レオ八世の叙階はすべて無効であると宣告された。⁴³ しかしイタリア、

フランスの大多数の聖職者のあいだでは、洗礼と叙階の秘跡が永久的な効力を持ち、それが反復できないことは一般的に知られていたといえよう。十一世紀初頭に、サンス大司教からシモニア司祭の処遇について意見を求められたシャルトル司教フルベールは次のように回答した。シモニストに対しては聖職を停止し、彼に二年間の悔悛を課す必要がある。それが満了したときに、用具の返還によって彼をもとの品級に戻さなくてはならない。「教会法は再洗礼と再叙階を禁じているからである」と。⁽⁴⁴⁾

二 教皇改革期の秘跡論争（I）

教皇改革前期では、クレメンス二世からグレゴリウス七世にいたる秘跡論争をとりあげる。当期には教会の二大悪弊ともいうべきシモニア、ニコライズムの追放キャンペーンが大々的に展開された。離教者、被破門者、そしてシモニストが授ける秘跡の効力が論議された。「シモニア異端」《*simoniaca haeresis*》なる用語が流布し、シモニストが授与する秘跡の効力をめぐって教皇側近のあいだでも意見が対立した。⁽⁴⁵⁾ 一つはペトルス・ダミアーニによって代表されるグループであり、シモニストによって無償で叙階された者の秘跡を有効とみなす立場である。これに対してフンベルトウスによって代表されるグループはキ

リアヌスの理論を受継いでシモニスト叙階を無効とみなし、叙階のやり直しを求めた。両代表がともに修道士の出身であったことは注目されよう。

ペトルス・ダミアーニは一〇五二年夏に『シモニスト叙階論』を著した。ペトルスはシモニストを教義上の異端者とはみなさない。彼の罪は不信心《*perfidia*》よりも野心《*ambitio*》に由来するのであり、彼がカトリックであることには変りがない。⁽⁴⁶⁾ 神は司祭を「洗礼の創始者ではなく聖役者にした」《*non auctores baptismi sed ministros effecti*》⁽⁴⁷⁾ であり、彼は恩恵を伝達する通路にすぎない。聖役者が授けるものは、彼の資質、性格とはかかわりなくつねに同一である。キリストは「聖別の権能」《*consecrandi virtutem*》をみずから留保しており、この「聖別権」《*consecrationum iura*》を誰にも引渡しはしない。この原理の上に「教会の統一」《*unitas aeclesiae*》が築かれると、ペトルスは言う。⁽⁴⁸⁾ ただし彼は条件をつけている。叙階が有効であるためには、三位一体の神に対する信仰が不可欠だといふのである。⁽⁴⁹⁾

フンベルトウスの主著『シモニスト駁論三卷』《*Adversus simoniacos libri tres*》が完成したのはステファヌス九世の死（一〇五八年三月）の前後であるが、独特な対話形式をとる第一巻は、すでにレオ九世の晩年には成ったと言われている。⁽⁵⁰⁾ 本書はキプリアヌスと『使徒教令』の影響を強くこうむっている。フンベルトウスが異端者の授けた

洗礼の効力について述べているところによれば、受洗者は「聖化力のない洗礼のフォルマだけを受けとった」《formam tantum baptismi, sine sanctificationis virtute, sumpservum》といふ。⁽⁵¹⁾ 洗礼のフォルマは肉体の「沐浴ないし洗淨」《lavacrum sive ablutionem》にすぎず、内的な働きを生まない。⁽⁵²⁾ 洗礼が繰返されないことはフンベルトウスも承知しており、洗礼のフォルマにも最低限の効力を彼は認めていたらしい。だがシモニア異端者の叙階に対しては、フンベルトウスの評価は一転して厳しい。彼によれば、カトリックの司教であっても金銭と引換えに叙階を企てた者は、その叙階権がただちに繋がれてもはや有効な叙階をなしえなくなる。シモニスト司教のこうした状態を、彼は動きをやめた「操り人形」《statuiculus》にたとえている。⁽⁵³⁾ フンベルトウスは言う。「無償で聖霊を受取ろうとしない者が決して真実の霊を受取らないことは明瞭である。では一体何を彼らは受取るのか？ 偽りの霊だ。彼らはこれを疑いなしに有償であれ無償であれ、按手によって授ける。人は受取ったもの以上を与えることはできぬ。ヒシからイチジクが、キイチゴからブドウが収穫されることはない。恩恵は無償で受取られないならば恩恵ではないし、またそのように呼ばれない。シモニストは彼らが受取るものを無償で受取っていない。したがって当然、教会の品級の中で働く恩恵を受取っていない。受取っていないければそれを所有していない。所有していないならば、無償であれ有償であれ、持って

いないものを誰かに授けるわけにはいかぬ。彼らは何を授けるのか？ 確かに持っているものだ。何を持っているのか？ ほかならぬ偽りの霊 *spiritum mendacii* だ。⁽⁵⁴⁾ したがってシモニスト叙階に対しては、カトリックの聖職者による叙階のやり直し、つまり再叙階が必要になる。トウルル司教だったブルーノがレオ九世として教皇位に即いたとき、彼は幾人かの政策助言者をトウルル教区からつれてきていた。その一人がモワイアンムーティエ修道院長のフンベルトウスであった。彼はレオの腹心として教皇政策に大きな影響をおよぼした。レオは就任直後に開いたローマ教会会議（一〇四九年四月）で何人かのシモニストの司教を廃位した。ペトルス・ダミアーニによれば、「教皇がシモニストによるすべての叙階を教会会議の熱狂的な権威によって無効にした *casasset* とき」⁽⁵⁵⁾ ローマの多数の司祭とイタリアの司教がこれに反論した。もしも教皇がシモニスト叙階を無効にするならば、ほとんどすべての教会で司教の聖務が中断され、ミサが執行されなくなる。その結果、キリスト教は崩壊し、信者たちは絶望の淵に沈むであろう。⁽⁵⁶⁾ と。実際に、最近の教皇の幾人かはシモニストであり（ベネディクトウス九世、シルヴェステル三世、グレゴリウス六世）、彼らが叙階した聖職者を廃位することになれば、司牧者が著しく不足するのは目に見えていたからである。結局、クレメンス二世の教令、すなわちシモニストによって叙階された者は、叙階者がシモニストである

ことを知っていたならば四十日間の贖罪に服するが、その品級にはとどまる、という原則を確認して当会議は閉会したのである。⁽⁵⁷⁾しかしレオはこの決議に不満であった。翌年九月のヴェルチェッリ教会会議で教皇の再叙階問題が取上げられたとき、彼はこれに謝罪しているからである。ヴェルチェッリ教会会議の非難にもかかわらず、レオはその後もシモニストからの受品者を再叙階したが、これにはおそらくフンベルトウスの意向が働いていたと考えられる。ペトルスは後にこの点に触れて「今は亡き教皇レオ九世が幾人かのシモニストと違法に叙階された者を、あたかも初めてであるかのように叙階したことを我々は記憶している」と述べた。ヴェルチェッリ教会会議で自身の聖餐論を断罪されたトゥール「Tours」のベレンガリウスは、意趣返しもあつてかレオが再叙階した高位聖職者の実名をあげて、レオの神学に対する無知と再叙階の責任を問いただした。⁽⁵⁸⁾レオの気持は大きく揺れ動いた。一〇五一年四月のローマ教会会議において、レオは出席したすべての司教に神の憐れみを乞うように求め、シモニスト叙階の無効を取下げたのである。⁽⁵⁹⁾これを承けてペトルスは翌年夏までに『シモニスト叙階論』を書き上げたのであつた。

一〇五九年初頭、ニコラウス二世は前教皇の下でオステリアの司教枢機卿に昇任していたペトルス・ダミアーニをミラノに教皇特使とし

て派遣した。⁽⁶⁰⁾同行者はルッカ司教アンセルムスである。その目的はローマ教会の首位権をミラノ教会に認めさせることと、おびただしい数のシモニア聖職者の処分問題であつた。彼らはパタリアからもたびたび攻撃されていたからである。ミラノではシモニア異端が常態化しており、叙階の際の料金表までが位階ごとに慣習的に定められていた。たとえば副助祭になるには十二デナリウス、助祭職は十八デナリウス、司祭職は二十四デナリウスが相場であつた。ペトルスは、ミラノ大司教グイドをはじめ全聖職者に対して、今後シモニア行為を繰返さず、妻帯聖職者と交わらない旨の誓約書を提出させた上で、全員に贖罪を命じたのである。罪とは知らずに叙階料金を支払った者は五年、通常料金以上を支払った者は七年の贖罪に服することが決まった。その内容は主に断食と聖地巡礼（ローマ、トゥール）であるが、実行が困難な者に対しては詩篇の頌読、貧者の給養と洗足が課された。このあとでペトルスはシモニスト全員に赦免を与えて、もとの位階に戻している。再叙階は行わなかつた。ペトルスは特使活動の報告書をまとめ、これをローマ教会の大助祭ヒルデブランドに提出した。彼は異議をほさむことなく当報告書を承認したのである。

シモニストに対するこの寛大な処置がフンベルトウスの一味を刺激し、彼らの態度を硬化させたことは疑いない。ローマ教会においてシモニスト叙階をめぐる議論が再燃し、はげしい論戦がかわされた。

一〇六一年四月、ニコラウス二世の晩年に開催されたラテラノ教会会議において、当該問題に最終的な決着がつけられた。⁶⁵ 堀米庸三氏は、当会議の教令について「グレゴリウス主義の発展に一つの段階を画したものである」と述べている。⁶⁵ 本教令を重視する点では私も同じであるが、その歴史的評価に関しては氏とは正反対の立場に立つ。まず当会議で公布された四ヶ条のカノンを検討することから始めよう。カノン第四条は二年前に制定された教皇選挙規定の確認であって、反シモニア立法とは直接関係はない。司教枢機卿は他の敬虔な聖職者、俗人とともに、使徒座の侵入者《Invasor》に対しては警戒の目を弛めてはならないと述べている。第一条はシモニストに対する厳しい規定である。「シモニストについては彼らが仕える職階に慈悲が与えられないことを定め、教会法の制裁と聖教父の教令にもとづいて彼らを断罪し、使徒の権威によって廃位することに同意する」と。⁶⁴ 本教令に関連する第三条は、将来のシモニア行為に対して予防線を張ったものと言えよう。「しかのみならず、もしも誰かが将来、シモニストであることが疑いえない者によって叙階されるならば、授階者も受階者も等しく断罪の判決をうけよう。両人はともに廃位されて贖罪に服し、おのれの職階を永久に失うことになろう」。⁶⁵ シモニストには慈悲が与えられないのみか将来にわたって厳しい処罰の対象になるという規定には、フンベルトウスの意向が tydよく働いていたと言つてよい。しかし当会議

の教令の中でもっとも注目すべきは第二条である。「金銭によらずに無償でシモニストによって叙階された者を如何に扱うかという問題は久しく論議されてきたが、このテーマについて将来何びとも異論をとなえさせないように、いっさいの疑惑の結び目をほどこいた」⁶⁶ と前置きしてから次のように言う。「今日までシモニストによって無償で叙階された者が、もしも彼らの生活に教会法に違反した他の罪が見出だされなければ、正義の譴責によるよりは慈悲を考慮して、受領した品級にとどまることを承認する」⁶⁷ と。つまり当カノンは、たとい司教がシモニアの罪で汚れていても、彼のなした業は有効であるという原則を確認したわけである。さらにつづけて次のように言う。シモニストによって無償で叙階された者はその数があまりに多いので、彼らに対して「教会法の厳格さ」《regrem canonici vigoris》を適用するのは困難である。しかし、我々の後継者は本教令を規約《regula》として受取つてはならない。なぜなら教父たちの権威が本教令を制定したのではなく「現下のやむにやまれぬ事情が我々にその容認を迫ったからである」《sed temporis ninia necessitas permittendum a nobis extorsit》⁶⁸。

上述の措置はあくまで応急的なものであつて普通法の地位をしめるものではないと苦しい言い訳をしているが、カノン第二条が秘跡の客観的効力を認める事効論に大きく踏込んだことは疑いない。フリツシュがすでに指摘したように、当ラテラノ教会会議は、ペトル

ス・ダミアーニの神学理論に軍配をあげたのである。⁽⁶⁸⁾ 本教令を作成したと思われるフンベルトウスは不承不承ペトルスの理論を容認した。ドレスラーによれば、フンベルトウスはおのれの敗北を曖昧に表現するすべを心得ていたという。⁽⁶⁹⁾ 第一、第三条カノンがそれであろう。フリッシュの評価は、その後ペルスター、ブラム、ドレスラー、クラウゼ、ラインデルによって承認され、当会議の勝者がフンベルトウスであったと主張するのはミヒェルだけである。⁽⁷⁰⁾ 堀米氏は当教令を「基本的にはフンベルトウスの立場に立ちながら、その例外規定においてペトルス・ダミアーニ説に譲歩した折衷案」⁽⁷¹⁾ であると見做し、「レオ九世以来の主観主義的秘跡論を正式に理論化したもの」とみなした。通説とは正反対の解釈が、一貫して氏のグレゴリウス改革論の根底にあることを忘れてはならないであろう。

フンベルトウスの落胆は大きかったにちがいない。彼は当会議の閉幕から一ヶ月を待たずに同年五月五日に世を去っている。ペトルス・ダミアーニが『シモニスト叙階論』の追記を書いたのはその直後であった。⁽⁷²⁾ 白熱した議論のあとでシモニスト叙階の問題はついに「法的な結論」*「Judicialis sententiae limitem」*に到達した。つまり、法令が厳しすぎると「全教会秩序が崩壊する」おそれがあり、法令が寛大にすぎると「シモニアの疫病が頑強な力を回復する」*«symoniaca pestis vim roboris opineret»* 危険が生まれるので両者のバランスをとったのである

る、と。⁽⁷³⁾ そのご多少の振幅はあったが、シモニスト叙階をめぐる改革教皇の態度は基本的には当教会会議において定まったといえよう。

前述したように、ペトルス・ダミアーニがミラノに教皇特使として派遣されたときの同行者はアンセルムス（のちの教皇アレクサンデル二世）、活動報告書を受理した教皇庁の責任者はヒルデブラント（のちの教皇グレゴリウス七世）であった。両人がともにペトルスの見解に同意していたことにまず注意しなければならない。アレクサンデル二世がパタリア運動を支援したために、堀米氏は彼を「パタリア派聖職者に属した」⁽⁷⁴⁾ というが、彼の秘跡論は正統理論の域を出るものではない。たとえば「シモニストによって叙階された」*«a simoniaco ordinatus fuisse»* というだけの理由で一枢機卿によって司教を廃位されたベルナルドウスなる人物を、もしもそれが事実であるならば「もとの職階に戻す」*«in integrum eum restituat»* ようにメッス司教に命じている。⁽⁷⁵⁾ グレゴリウス七世の考えもこれと変わらない。シモニストとして悪名高いリエージュ司教ディートウインに宛てて、彼の罪は正義によって譴責されるべきところだが、高齢とメッス司教ヘルマンの執り成しにより宥恕する、今後は教区に聖職者の貞潔の理想を実現するために聖座に協力を惜しまないように、と書きおけている（一〇七五年三月）。⁽⁷⁶⁾

一〇七八年三月三日、グレゴリウス七世はローマに四旬節会議を開催した。同会議で決議されたカノン第十四条は「被破門者によって叙階された者の秘跡は、聖教父の例にならない、我々はこれをイリトウスとみなす irritus feri censemus」⁽⁷⁹⁾と規定した。イリトウス《irritus》の語義については、これを無効と解するミルプト、ニチュケらの意見⁽⁸⁰⁾と、秘跡したいは有効だが実際には効果がないとみなすサルテの意見⁽⁸¹⁾が対立していたが、長年にわたる論争に決着をつけたのはポリーノである。彼はイリトウスが懲戒的な意味をもつ用語であることに着目し、それは「ふさわしくない人物によって授けられた品級の行使を禁ずるという意味であって、秘跡的に無効の意味ではない」と結論した。ギリクリストは教皇改革期の教会関係史料を綿密に分析して、イリトウスは「有効ではあるが違法」《valid but illicit》の意味であることをつきとめ、サルテとポリーノの見解を裏づけた⁽⁸²⁾。教会法史の専門家R・サマヴィルもギリクリストの結論をおおむね支持している⁽⁸³⁾。その場合に厄介な問題を投げかけるのは、一〇七八年前半にグレゴリウス七世の教皇特使オロロン司教アマトウスがヘローナで開いた教会会議の命令である。その第十一條は次のように言う。「もしも教会が金銭により、あるいはシモニストによって聖別されたならば、教会法的に正統な司教によって聖別されなければならない。またもしも聖職者が金銭の提供により、あるいはシモニストによって叙階されたならば、同様にカ

トリックの司教によって叙階されねばならない。かかる行為において存在するのは聖別の繰返しではなく、聖別そのものである。なぜなら有効と認められるものが以前には存在しなかったからである⁽⁸⁷⁾」。ここには明らかにシモニストによる聖別、叙階の無効が述べられている。しかしながら、このカノンはグレゴリウス七世自身の見解を反映するものではない⁽⁸⁸⁾。グレゴリウスの二人の常任特使、デイ司教ユグとオロロン司教アマトウスが教皇以上にシモニア、ニコライズムに仮借ない批判を加えたことは周知の事実である。ポリーノが言うように、ヘローナ教会会議のカノンは教皇特使が教皇の意志を伺い、諾否を問いかけたもの（*quaestio ventilata*）であって、これに対する教皇の回答は、同年秋に開かれたローマ教会会議（一〇七八年十一月十九日）において示されたのである。「その意図をもって、金銭、懇願、他人への追従によってなされた、教会法の規定にのっとった聖職者と民衆の一致した同意にもとづかない、しかも聖別権者によって認可されない叙階を、我々はイリトウスと判定する irritus esse diiudicamus。なぜなら戸口、つまりキリストを通して入らない受階者は、真理そのものが証言するように、盗人であり強盗だからである⁽⁸⁹⁾」と。つまり、このような叙階はたとえ有効であっても是認されない違法なものであり、神学的には稔りのない叙階であると判断を下したわけである。ここでは再叙階はまったく問題にされていないことに注意すべきである。一〇八五

年四月、オステリアの司教枢機卿オドがクヴェートリンブルクに召集した教会会議は、侵入者のマインツ大司教ヴィジロほか二人の司教が授けた叙階と被破門者が授けた叙階および聖別を、同様に「まったくイリトウスである」《penitus irritae》と宣告した。⁹¹ 堀米氏は、レオ九世からグレゴリウス七世にいたる改革教皇がアウグスティヌスの正統理論を捨て、ドナティストの立場をとったと主張する。しかし一時期のレオ九世をのぞいて、教会の公式機関が再叙階を命じたり、それを教令として定めたケースはきわめて稀である。これを主張するのはほかならぬミルプトなのである。⁹² 彼が例外的ケースとして挙げているのは一〇七八年のヘローナ教会会議であるが、これが改革教皇権の公式の見解でなかったことは前述の説明から明らかであろう。

三 教皇改革期の秘跡論争（Ⅱ）

グレゴリウス七世末期からウルバヌス二世期にかけて著作に従事したコンスタンツの修道士ベルナルドゥスの秘跡論はウルバヌスに少なからず影響を与えている。彼自身はフンベルトゥスの著書を知らなかったが、異端者が授けた洗礼の効力に関するレオ一世の書簡からヒントを得て独自のフォルマ論を展開した。「異端者によって叙階された者は、聖別ではなく、聖化力なき聖別のフォルマのみを受取ったと

考えられよう。このフォルマは、聖なる教会の同意を得たのちに聖化力を付与されて改宗者によって保持されるか、それとも叙階の繰返しによって完全に追い払われるかのいずれかである。目下のところ、いずれが合理的なのかははっきりしない」。⁹³ 明らかのようにベルナルドゥスの言うフォルマは外的なしるしづけであって、魂に刻まれるものではない。教会が同意すればそれは受入れられて聖化力を取得するのだが、同意の具体的な方法と手続についてはなにも述べられていない。正式の叙階によってこのフォルマをとり除くことが可能かどうかというのは、実際には再叙階の容認を意味したといえよう。しかしベルナルドゥスのはちにアウグスティヌスの著書を読んで『被破門者の秘跡について』を書き上げ、これまでの主張を根底から改めるにいたった。⁹⁴ 彼は「秘跡そのもの」《veritas sacramentorum》と「秘跡の働き」《effectus sacramenti》を区別し、教会外で授けられた秘跡は、たとい有効であっても効能がないのみか「無益かつ有害である」《inutiliter et perniciose》とさえ述べている。教皇コンスタンティヌスの叙階を無効とした七六九年のローマ教会会議とレオ八世の叙階を無効とした九六四年のローマ教会会議を批評して、これは「先例とみなされるよりはむしろ排斥されるべきだ」と述べているのは注目されよう。またこれまでしばしば混同されてきた叙階の秘跡の按手と和解の儀式における按手を明確に区別したのもベルナルドゥスの功績であった。これ

も彼がアウグスティヌスの著作から学んだのである。「和解した者は
 按手によって品級の保持が認められたと解されねばならぬ。つまり、
 これは聖なる品級が授けられる叙階の按手ではなく、それによって
 我々が悔悛者を受入れている和解の按手と理解しなくてはならない」⁹⁷。

すでにペトルス・ダミアーンは『シモニスト叙階論』の中で、カトリッ
 クに帰正したカタリ派（ノヴァティアヌス派）の聖職者には按手が
 なされるが、彼らの品級は奪われてはならないと述べていた。十一世
 紀後半にしばしば見られた和解の儀式としての按手を、ミヒェルの
 ように再叙階の意味に理解してはならない⁹⁸。ベルナルドウス自身は
 再叙階をはっきりと禁止した。「聖教父たちは、カトリックの流儀で
 catholicus more 三位一体への呼びかけを行わないパウロ派やそれに類
 する宗派をのぞいて、異端者から改宗した聖職者の再叙階を決して認
 めなかったのである」⁹⁹。

ウルバヌス二世の側近であったセニの司教枢機卿ブルーノは、その
 『シモニスト考』の中で秘跡のフォルマについて論じた。彼は「秘跡
 のフォルマ」《forma sacramenti》と「秘跡の効能」《virtus sacramenti》
 を区別し、教会外であっても三位一体の名において授けられた秘跡は
 フォルマを有し、再洗礼、再叙階は不要であると主張している。正し
 いフォルマをもつ異端者は「司教の按手によってのみ教会と和解させ
 られる」¹⁰⁰のであり、この帰正の儀式によって彼は秘跡の効能を回復す

る。彼のいうフォルマは霊印の教義にかぎりなく近づいている。ブルー
 ノが活躍したウルバヌス二世・パスカリス二世期には、異端者やシモ
 ニストによる叙階であっても、それは本質的に有効であるとみなされ
 ていたのである。

ウルバヌス二世の秘跡理論をみてみよう。ウルバヌスが教皇就任当
 初にいだいていた理論は、カトリックの司教が破門され離教したのち
 に授けた叙階と「教会外で」(extra Ecclesiam) 聖別された司教が授け
 た叙階を区別するというものであった。これはサルテが「カトリック
 的叙階」(ordinatio catholica) と名づけた理論である¹⁰²。一〇八九年初頭、
 被破門者が授けた秘跡の効力についてミラノ大司教から質問をうけた
 教皇は次のように回答した。「教会内で叙階されたが、シスマによっ
 て教会から離れた者がささげる犠牲（ミサ聖祭）を、我々は教父たち
 の権威によって取消すことにはない non exsuffimus」¹⁰³。ここではミサの
 効力が問題になっているが、ウルバヌスは当原則を叙階の秘跡一般に
 適用したのである。同年四月十八日にドイツの教皇特使コンスタンツ
 司教ゲーブハルトに対して、叙階の効力の問題については近々開催予
 定の教会会議で決着をつけると述べてから次のように言う。破門され
 てはいるが以前にカトリックだった司教によってシモニアなしに叙階
 された者は「彼が受領した品級にとどまることを承認するが、上位の

品級への進級は認めない」と。¹⁰⁴

しかしながらウルバヌスはまもなくこの「カトリック的叙階」の理論を捨て、ベルナルドゥスやブルーノの影響下に「秘跡のフォルマ」《forma sacramenti》の理論を採用したように思われる。教皇はパヴィーアの聖ユヴェンティウス聖堂参事会長ルキウスに書いている。離教者や異端者の秘跡は「秘跡のフォルマ」《forma sacramentorum》をもつが、「力の働き」《virtutis effectus》はもたない。力の働き（効能）を回復するには「按手によってカトリック的一致に帰順しなければならぬ」と。¹⁰⁵ ミラノ大司教アンセルムスには、棄教者と和解するには「彼らに按手を授け、塗油を除き聖別に必要な他のすべての祭具を引渡さなくてはならない」と書き送っている。司祭以上の叙階式に塗油が導入されたのは、ローマでは九世紀後半と推定されるが、¹⁰⁷ 叙階の不可欠の質料を塗油とみなすウルバヌスの基本的立場がここに示されている。堀米氏の言う塗油本質論がこれである。¹⁰⁶ 塗油だけは繰返すことができないため、ウルバヌスも司祭以上の品級については再叙階を許さなかったといえよう。しかし塗油を欠く助祭以下の品級については、カトリックの司教によって叙階をやり直させた。たとえばトリーア教会の大助祭ポボがメッス司教に選出されたとき、ウルバヌスはこれを了承したが、彼がシモニストによって助祭に叙階されたのを知って、叙階のやり直しを命じた。いわく、「当該品級を別のカトリック

の司教から受取るように命令する」と。¹⁰⁸ 教皇はまた助祭ダインベルトゥスをピサ司教に聖別するにあたって、彼が離教者のマインツ大司教によって助祭に叙階されたことが判明したので、叙階のやり直しを命じている。これに驚いた人達にウルバヌスは次のように説明した。「ダインベルトゥスの再叙階を）我々は繰返しとみなされるとは思わず、助祭職の完全な授与と考えている。…何も所有しなかった者は何も与えることができなかつたからである」と。¹¹⁰ この興味深い箇所は、ミニユ版のウルバヌス書簡集には欠落しており、シャルトル司教イヴォの『教会法通覧』(Panormia) に収録されたウルバヌスのテキストの中に出てくる。¹¹¹ ウルバヌスの塗油本質論は神学に影響を与えなかつたわけではないが、むしろ後世に混乱をもたらす原因になったのである。

帝国の平和の回復を議論するピアチェンツァ教会会議の開催を間近にひかえて、重責をゆだねられた教皇特使コンスタンツ司教ゲーブハルトは、同教区の修道士ベルナルドゥスの意見をもとめた。ベルナルドゥスが提出した意見書は『再叙階の忌避と被破門者によって洗礼を授けられた幼児の救済について』¹¹²と題されていた。ベルナルドゥスがここで提言したのは、被破門者や離教者によって叙階された者を悔悛者として受入れる場合、いかなる理由があつても再叙階は避けるべきだというものであつた。一部の感情的な聖職者を牽制して、彼は次のように述べた。「被破門者によって叙階された者を、彼らがたとい悔

悽しても、もとの品級に戻さないで再叙階すべきだと主張する、いたって単純で熱心な者たちがいる。彼らは破門のさなかに掠めとられた秘跡を躊躇なく完全に吹消すやからである¹¹⁾と。アウグステイヌスの著書を精読していたベルナルドゥスにとつて、これは自明のことであった。一〇九五年三月にウルバヌスがみずから主宰したピアチェンツァ教会会議は、同年十一月に召集されたクレルモン教会会議と並んで、同教皇期の最も重要な教会会議といつてよいだろう。¹²⁾ 当会議の議事録は伝えられていないが、十五ヶ条の教令が残されており、このうち我々の当面する課題に関係するのは六つの教令（カノン第二、三、四、八、九、十条）である。当会議はシモニスト叙階を離教者、異端者の叙階とほぼ同等にあつたかっている。金銭の贈与ないし約束と引換になされた叙階はイリトゥスであり、効能 *efficacia* をもたない（第二条）。つまり、この叙階は有効ではあるが違法であり、実際の働きをもたないのである。シモニストのシモニアなしの叙階は、授階者がシモニストであることを受階者が知らなかった場合には、教会によつて受入れられる（第三条）。このケースでは叙階は有効かつ完全である。しかし授階者がシモニストであることを知りながら彼から叙階された場合には、当叙階はイリトゥスである（第四条）。グレゴリウス七世とローマ教会によつて排斥されたのちに、異端者グイベルトゥス（クレメンシス三世）が行つた叙階はイリトゥスである（第八条）。名指しで破門された異

端者、およびカトリックの司教が存命しているにもかかわらず彼の座を不法に占拠した侵入者が執り行つた叙階も同様に違法である（第九条）。しかしカトリックとして叙階されたが、シスマのときにローマ教会から離反した司教によつて叙階された者は、彼らが保持する品級において受入れられる（第十条）。つまり最後のケースでは叙階は有効かつ完全であるが、第八、九条では叙階は有効であるが違法であり、恩恵の働きがないという意味で不完全である。したがつて受階者は、カトリックに帰正したときに、和解の按手によつて秘跡の効能を回復しなくてはならない。ウルバヌスが一〇九七年にボローニャ司教ベルナルドゥスに宛てた書簡で、グイベルトゥスによつて叙階された聖職者に対しては、祈りの儀式において按手札を授けてから教会に受入れられるように指示をあたえているのはそのためである。¹³⁾

シモニストおよび離教者の叙階を有効とみなす理論は、次代のパスカリス二世に受継がれていった（一一〇六年十月のグアスタツラ教会会議）。それは秘跡そのものと秘跡の働き（効能）を区別したベルナルドゥスおよびリエージュのアルゲリクスの理論でもあり、兩人はともにこれをアウグステイヌスから学んだのである。アウグステイヌスの忠実な弟子であつたアルゲリクスは『慈悲と正義の書』 (*Liber de misericordia et iustitia*) の著者として知られている。¹⁴⁾ 彼はペトルス・ダミアーニがシモニストを異端者とみなさなかつたことを口をきわめ

て非難しているにもかかわらず、秘跡論に関して言えば、両者のあいだにほとんど差異はない。結局、秘跡神学はアウグステイヌスにたち戻ることによって正統理論に近づいたといえよう。イリトウスなる用語は、十二世紀前半に開催された二つの公会議でも同様の意味をもって使われた。カリクストウス二世が主宰した第一ラテラノ公会議（一一一三年）は、そのカノン第五条で、異端者ブルディヌス（対立教皇グレゴリウス八世）と彼が叙階した偽司教《*pseudoepiscopi*》による叙階は「違法である」《*licitas*》と判決した¹¹⁷。さらにインノケンティウス二世が召集した第二ラテラノ公会議（一一三九年）もカノン第三十条において、ペトルス・レオーニス（対立教皇アナクレトウス二世）と他の離教者、異端者による叙階は「違法である」《*licitas*》と宣告したのである。¹¹⁸

最後に、再叙階についての教会法学者の見解をカノン法集成を通して見ることにしよう。ウルバヌス二世の同時代人であったシャルトル司教イヴォが再叙階問題に関心をよせていたことは、彼の流布した集成『教会法通覧』の第三巻でこれに言及していることから知られよう。¹¹⁹ イヴォは「一度聖別された者は再び聖別されてはならない」《*Semel consecratus iterum consecrari non debet*》というグレゴリウス一世の書簡の一節を採録した。これと並んでウルバヌス二世の書簡からも前述

のダインベルトウスの事例を引用して「異端者から帰正した者は再叙階されるべきである」《*Redeutes ab haereticis sunt reordinandi*》と述べている。公平を期するために両説を併記しているのだが、イヴォ自身の見解がいずれであったのかは明瞭である。関連する全法文の見出しは「受階者が再叙階されてはならないことについて」《*De ordinatis non reordinandis*》とあるからである。

教皇改革末期を代表する教会法学者グラティアヌスの見解はどうであろうか。『グラティアヌス教令集』《『矛盾教会法調和集』》の第一部、第一事例、設問七において、彼は自身の所見（*dictum*）を述べている。¹²⁰ 「異端からの帰正者が自身の品級に受入れられるのかどうかについて手短に説明しよう。さて異端者によって叙階された者が、異端から母なるカトリック教会の一致に戻ったならば、彼は同じ品級に再び叙階されるであろうか？ 聖グレゴリウスが言うように、一度聖別されたならば再び聖別されてはならない。同様に異端者によって教会のフォルマにおいて授けられた秘跡は、アウグステイヌスの証言にもあるように、繰返されてはならない。人ではなく秘跡に対して侮辱が加えられるのが明白だからである」¹²¹。ここまではグレゴリウス一世とアウグステイヌスの証言に拠りながらグラティアヌスは正統理論を展開している。「しかしグレゴリウスの前言は、司祭ないし司教の聖別を受取っており、教会に帰正したときに按手によって彼の塗油の

働きを回復する者、あるいは秘跡の授与を永久にやめるように命じられた者について言われるのである。同様にアウグスティヌスの前言は、秘義 *Secreta* である塗油と洗礼の秘跡について言われるのである¹²²。つまり塗油をとまなう司祭以上の品級については再叙階は不要であり、

和解のための按手で十分なのである。では助祭以下の品級についてはどうであろうか。グラティアヌスはつづけて言う。「だが教会には秘跡の塗油をとまなわずに、祭具や祭服の授与、司教の祝別のみによって与えられる他の品級がある。助祭とそれ以下の品級はそのようにして授けられる。教会に帰順した者は、異端者によって叙階されたとしても他の点で問題がなければ、教会によって同じ品級に叙階される。異端者によって何も授けられなかったことが明白であるから、彼らに叙階が繰返されたわけではない *nee fiet in eis reiteratio numeris*」¹²³。この所見につづく法文第二十四条の見出しには「異端者からの帰正者は再叙階さるべし」とあり、前述のウルバヌス二世の書簡、すなわち離教者のマインツ大司教から助祭に叙階されたダインベルトウスをピサ司教に叙階するにあたって、教皇がみずから彼を助祭に叙階し直した事例を引用している¹²⁴。つまり助祭以下の聖職者の叙階には塗油は不要であり、用具の引渡しと司教の祝別だけで足りる。したがって異端者によって叙階された者がカトリック教会に帰順したときには叙階のやり直しが必要であるが、塗油を用いないからこれは再叙階に当たらないと

言うのである。グラティアヌスはその教令集にウルバヌス二世の塗油本質論を持込んだために、彼の秘跡論は一貫性を欠き、再叙階問題の解決を長引かせる一因になったといえよう。

四 正統教義の確立

十二世紀後半には、カノン法学の中心であるボローニャ大学においても「教会外での」*«extra Ecclesiam»* 叙階の効力に疑問をもつ法学者が少なからずいた。彼らは、ウルバヌス二世の理論の影響をうけて、カトリック的叙階論を信奉していた。教会内で叙階され、のちに教会から離反した司教は叙階権をもつが、彼によって教会外で聖別された司教はもはや有効な叙階権を行使できない。かれの叙階権は繋がれたままであるから、彼が永続性ある教会を作り出す可能性はない。なぜなら離教者の第二世代では秘跡を有効に伝達する力が断たれるからである。したがってカトリック的叙階を受取っていない司教によって叙階された聖職者は再叙階を必要とする。この理論はオルランド・バンディネッリ(のちの教皇アレクサンデル三世)、ルフィヌス(ボローニャの教授、のちのアッシージ司教)、フアエンツァ司教ヨハネスに受継がれていった¹²⁵。オルランドの『教令集提要』(*Summa Decretis*)のテキストはサルテによって復元されたが、オルランドは、異端の司教が授

けた叙階の効力をめぐって、問題を三つの要素に分けて考察した。⁽²⁶⁾ 聖別者の性質（彼はカトリックの司教によって聖別されたのか、それとも異端の司教によって聖別されたのか）、叙階の形式（教会のフォルマに従っているか否か）、受階者の意向（異端の司教からみずから進んで受階したのか、それとも強制されて受階したのか）である。そしてオランダは三つの解決策を示した。聖別者がカトリックの司教によって叙階され、叙階が規定のフォルマに従っている場合には、当該叙階は有効である。しかし聖別者が異端の司教によって叙階されたか、あるいは教会のフォルマが守られなかった場合には、当該叙階は無効であり「再叙階されねばならない」《reordinatur》。さらに受階者がみずから進んで、カトリックの司教によって叙階された異端の司教から叙階された場合には、重大な罪にあたるが、特免によってその品級にとどまることを承認する、と述べている。カトリック的叙階論が都合な理論であることは容易に理解されよう。もしも以前に教会内で叙階された異端の司教が品級を伝達できるのであれば、彼によって叙階された司教とても同じはずである。なぜなら共に教会外にいるという点で両者のあいだに差異はないからである。しかしながらオランダは教皇就任後に意見を変えている。カトリック的叙階を受取っていない離教者の叙階権を承認したのである。一一七六年十一月に、教皇はフリードリヒ一世・バルバロッサとのあいだにアナーニの講和をむ

すんだ。協定書の第二十条は次のように規定する。「ドイツ王国において以前にカトリックであった者、もしくは彼らから叙階された者によって叙階されたすべての受品者は、現在保持している品級に戻されねばならない」。⁽²⁷⁾ 《ordinati a quondam catholicis》はいわゆるカトリック的叙階の該当者であるが、《ordinati ab ordinatis eorum》は離教状態にある前カトリック司教が叙階した者によって叙階された聖職者を指している。アレクサンデル三世は、彼らが保持する品級はすべて有効であるとここで確認したわけである。この条項は、翌年五月に締結されたヴェネツィアの和議の協定書第二十条としてそのまま採録された。同条に追加されたのは「将来、このシスマによって彼らが煩わされることのないように」⁽²⁸⁾の一節だけである。カトリック的叙階論は矛盾をかかえる理論であるにもかかわらず、アレクサンデル三世没後の教皇庁においても少なからざる同調者を見出した。十二世紀八〇年代に、教皇ルキウス三世とウルバヌス三世が再叙階を行ったといわれている。⁽²⁹⁾

他方、教会外叙階の有効性を承認する意見がポローニヤの教授のあいだに浸透していたことも事実である。オランダの弟子のオムニボヌス Omnibus は、異端者や離教者が授ける洗礼、叙階、聖体の秘跡も、それが教会のフォルマに従うならば有効であると述べている。⁽³⁰⁾ 一一七〇年頃、ポローニヤで教会法を教えていたガンドウルフス

Gandulfus は秘跡を「秘跡のフォルマ」《forma sacramenti》と「秘跡の効能」《virtutis effectus》に分けて考察し、いったん教父たちの伝統に則って授けられた秘跡のフォルマは、破門や廢位などの教会の譴責によつて繋られることはない¹³¹と主張した。教会に帰正しないために秘跡の効能を奪われているが、異端者、離教者が授けた叙階そのものはすべて有効である。したがって彼らによつて授けられた品級は果てしなく増えつづける。ガンドウルフスは、この状態を「品級はさまよう」《ordo est ambulatarius》と表現している¹³²。離教者の第一世代と第二世代のあいだに差異はなく、離教者が授ける秘跡自体はつねに有効であるから、彼らのもつてヒエラルヒーの形成を妨げるものはない。ガンドウルフスの秘跡理論は一時代を画するものであり、正統教義の確立にむけて大きく前進した。十二世紀九〇年代に、ボローニヤの匿名法学者の手になった『教令集提要』は、異端者ないし破門者が授けた秘跡の効力いかにという問いを立てて次のように回答した。「異端者もしくは破門者によつて叙階された者は品級を受取る。またそのようにして叙階された者は聖体の秘跡を施す。ただし彼らが教会のフォルマにおいて聖体の秘跡を施すかぎりにおいてである。教会のフォルマがなければ彼らは聖体の秘跡を施さないし、叙階も行わないからである。フォルマこそは秘跡の本質である。しかし異端者は秘跡の効能 executionem を与えない。なぜなら教会外では、何びとも効能

を有さないからである」と¹³³。明らかなように、ここでは秘跡と秘跡の効能が明確に区別され、異端者や破門者の叙階も、それが所定の作法と教会の意図に叶うならば有効だとされている。十三世紀初頭に作成されたもう一つの『教令集提要』は事効論をはつきりと主張している点で注目される。「次のことはキリスト教全般の揺るぎない規約であり約定である。すなわち秘跡の効力は聖役者の功罪に依存しないこと、これである」と¹³⁴。

十三世紀には、教皇自身が「秘跡の靈印」《character sacramentalis》に言及するようになる。一二〇一年にインノケンティウス三世は、アルル大司教インベルトゥスに宛てた書簡の中で、洗礼について靈印が刻まれると述べ、また一二三二年にグレゴリウス九世は、バーリ大司教の質問に対する返答の中で、叙階の秘跡にともなう靈印に言及した¹³⁵。トマス・アキナスは、十三世紀第三・四半期に執筆した『神学大全』の中で、異端者および離教者は品級を授けうるかという質問を提示して、彼自身の見解を述べている¹³⁷。カトリック的叙階論の誤りを指摘したあとで、トマスは次のように言う。離教者であっても「然るべきフォルマと意図」《formam debitam et intentionem》を守るならば、有効な「秘跡の授与」《collatio sacramenti》は可能である。だが秘跡の受領者は、教会を離れた異端者から秘跡を受取ったという事実によつてすでに罪を犯しており、いつわつて受取ったがゆえに恩恵を手にはな

い。またいったん司教に叙階されると、彼は永久にその権能《potestas》を身に帯びる。司教聖別によって、その権能は「靈印のように消しがたくとゞまむ」《indelibiliter manet sicut character》と。⁽¹³⁾

十三世紀末には叙階の秘跡に関する正統教義は事実上確立していたと言えようが、「消しがたい靈印」の教義が公会議の教令に最初に姿を現すのはフィレンツェ公会議の第八総会においてであった。

一四三九年十一月二十二日に公布されたアルメニア人合同の大勅書《*Exultate Deo*》は次のように言う。「これら「七つ」の秘跡の中で、洗礼、堅信、叙階の三つは靈印、すなわち他の秘跡から区別された、消えざる靈的なしるし *spirituale signum indelibile* を魂に刻みつける。それゆえにこの三つの秘跡は同一人物において繰返されてはならない」⁽¹³⁾。さらに叙階の秘跡における質料 (*materia*) は用具の授与、形相 (*forma*) は祈願の言葉であると述べている。⁽¹⁴⁾ 質料の問題を別にすれば、一世紀後に開催されるトリエント公会議の秘跡理論は「*trio*」にほぼ尽きたと見てよか。

省略記号表

BPD K. Reindel (Hg.), *Die Briefe des Petrus Damiani. MGH: Die Briefe der deutschen Kaiserzeit* 4, München 1983.

CIC A. Friedberg (ed.), *Corpus Iuris Canonici*. 2 vols. Leipzig 1879 (repr. Graz 1959).

COD J. Alberigo et al. (ed.), *Conciliorum oecumenicorum Decreta*. Bologna³ 1973.

HL J. Hehle et H. Leclercq (éd.), *Histoire des conciles d'après les documents originaux*. 10 vols. Hildesheim/New York 1973 (Paris 1907-38).

JL Ph. Jaffé et S. Loewenfeld (ed.), *Regesta Pontificum Romanorum*. 2 vols. Leipzig 1885-88 (repr. Graz 1956).

LP L. Duchesne (éd.), *Liber Pontificalis*. 3 vols. Paris² 1981.

Mansi J. D. Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*. 31 vols. Firenze/Venezia 1759-93.

MGH *Monumenta Germaniae Historica*.

Constitutiones Constitutiones et acta publica imperatorum et regum.

Libelli *Libelli de lite imperatorum et pontificum*.

NPN H. R. Percival (ed.), *The Nicene and Post-Nicene Fathers*. Vol. 14, *The Seven Ecumenical Councils*, Edinburgh 1899 (repr. Michigan 1988).

PL J. -P. Migne (ed.), *Patrologiae cursus completus*. Series latina. 221 vols. Paris 1844-64.

RG E. Caspar (Hg.), *Das Register Gregors VIII. 2. Bde.* Berlin² 1955 (1920-3).

注

(1) *COD*, 684-89; デンツィンガー・シェーンメッツァー編(A・ジンマーマン監修、浜寛五郎訳)『カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、一九七四年(以下、デンツィンガー、と略記)二八四―八七頁。

(2) *COD*, 742-53; デンツィンガー、三〇九―一頁。

(3) 叙階式の秘跡的資料については中世以来、按手、塗油、用具の授与など様々な意見がある。トリエント公会議は按手を重視しつつ塗油にも含みをもたせた表現をしている(第二十三総会のカノン第五条を参照)。ピウス十二世は一九四七年十一月の教書(《*Sacramentum ordinis*》)において、按手が秘跡の唯一の資料であり、用具の授与は副次的なものにすぎなるとした(cf. *Acta Apostolicae Sedis*, Annus XL, Series II, Vol. 15, 1948, 5-7)。第二ニチカン公会議(一九六二―六五年)で制定された『教会憲章』および『カトリック新教会法典』(一九八三年)は、叙階の資料と形相に関して、この教書の見解を受継いでいる。

(4) 堀米氏が『正統と異端』以後に秘跡論争をあつかった論文には次

のものがあがる。「中世秘跡論争の一点—ORDINATIO IRRITAの解釈をめぐる」『史学雑誌』第七十四編第十二号(一九六五年)、「グレゴリウス改革と叙任権闘争」『岩波講座・世界歴史一〇』(一九七〇年)。両論文はのちに、堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店、一九七六年、三五―四一、三〇三―五一頁に収録された。以下の引用は本書から行う。さらに「グレゴリウス改革—ヨーロッパの精神的自覚—」(堀米庸三編『西欧精神の探求—革新の十二世紀』日本放送出版協会へ一九七六年〇八六一―一〇三頁)。この問題に関する欧文の基本的文献を以下にあげておく。C. Mihrt, *Die Publizistik im Zeitalter Gregors VIII.* Leipzig 1894 (Nachdruck 1965); L. Saltet, *Les Réordinations. Étude sur le Sacrement de l'Ordre.* Paris¹ 1907; C. H. Turner, "Apostolic Succession", in: H. B. Swete(ed.), *Essays on the Early History of the Church and the Ministry.* London² 1921, 94-214; A. Michel, "Ordre. Ordination", dans: *Dictionnaire de Théologie Catholique* XI-2, Paris 1932, cols. 1193-1405; E. Amann, "Reordinations", dans: *ibid.*, XIII-2, Paris 1937, cols. 2385-2431; B. Leeming, *Principles of Sacramental Theology.* Westminster, Maryland 1956; J. Gilchrist, "Simoniaca Haeresis and the Problem of Orders from Leo IX to Gratian", in:

Proceedings of the Second International Congress of Medieval Canon Law Held at Boston, August 1963 (Vatican City 1965) 209-35.

(5) 注(4)の堀米氏の論文を参照。

(6) 堀米、『ヨーロッパ中世世界の構造』三一九頁。

(7) 同書、三二七頁。

(8) *BPD*, T. I, Nr. 40, 384-509. cf. O. J. Blum (trans.), *The Letters of Peter Damian*. The Catholic University of America Press, Washington, D. C. 1990, vol. 2, 111-214. *Liber gratissimus*の題名は

ペトルス自身の命名である。直訳すれば「無償の上なき書」、転じて「恩恵溢るる書」の意味である。その内容は、金銭の授受をなすもなわなないシモニストの叙階が有効か否かを論じたものである。

(9) 'nonnullos constet episcopos ab illis orditatos clericos denuo consecrassse': *BPD*, 391.

(10) M・ウェーバー(世良晃志郎訳)『支配の社会学Ⅱ』創文社、一九六二年、四八一頁。同(武藤一雄・菌田宗人・菌田坦訳)『宗教社会学』創文社、一九七六年、二三五-四〇頁。権威への服従が救済にいたる絶対的な条件であると主張したのは、ほかならぬグレゴリウス七世である。cf. Y. M. -J. Congar, "Der Platz des Papsttums in der Kirchenförmigkeit der Reformer des 11. Jahrhunderts", in

: J. Danielou und H. Vorgrimler (Hg.), *Sentire Ecclesiam* (*Festschrift Hugo Rahner*), Freiburg 1961, 196-217.

(11) カルタゴ出身のテルトゥリアヌスとキプリアヌス、フリギア生まれのヴァンティアヌスとその例である。異端洗礼の無効を論じたテルトゥリアヌスの『洗礼について』は、キプリアヌスの二篇の論考とともに訳出されている。上智大学中世思想研究所編訳『中世思想原典集成四・初期ラテン教父』平凡社、一九九九年を参照。

(12) *NPN*, 19-20, 40.

(13) *Ibid.*, 597-8.

(14) *M. Pesehning* (ed.), *Sancti Aureli Augustini Scripta Contra Donatistas* (Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum, vol. 51) Vindobonae-Lipsiae 1908. Ⅲ *De Baptismo Libri* Ⅶ. 坂口昂吉・金子晴勇訳『アウグスティヌス著作集・第八巻ドナティスト駁論集』教文館、一九八四年。cf. Siefert, *op. cit.*, 59-83.

(15) 同前、二四一六頁。

(16) 同前、一三〇-一、二四九頁。

(17) 'quia non distinguebatur sacramentum ab effectu vel usu sacramenti': Petschenig(ed.), *op. cit.*, 297-8. 同前、二六二頁。秘跡神学がアウグスティヌス以後ほとんど進歩をとげていないのは注目すべき事実である。☞

- (18) *JL*, n° 744.
- (19) 'Qui nutu divino percussus est.' : *LP*, t. 1, 258.
- (20) J. Gaudemet et B. Basdevant (éd.), *Les Canons des Conciles Mérovingiens (V^e-VII^e siècle)*. t. 1, Paris 1989, 78-9 ; *HL*, III-1, 234.
- (21) Saltet, *op. cit.*, 74.
- (22) P. Minard (éd. et trad.), *Grégoire le Grand: Régistres des Lettres* (Sources chrétiennes n° 371) t. I, Paris 1991, 390-3. 堀米『正統と異端』六一頁。
- (23) Saltet, *op. cit.*, 85-108; Amann, *op. cit.*, cols. 2399-401.
- (24) Saltet, *op. cit.*, 89. 『教会史』を著したベームが、これに言及している。ベーム(長友栄三郎訳)『キリシテ教会史』創文社、一九八八年、二六四―五頁。十四日教徒とは、復活祭をユダヤ教の逾越祭に合わせ、三月の十四日に祝った一派のことがあつた。
- (25) *Ibid.*, 90.
- (26) *Ibid.*, 99-101; Amann, *op. cit.*, cols. 2400-1.
- (27) Saltet, *op. cit.*, 101-6; Amann, *op. cit.*, cols. 2401-3.
- (28) *LP*, t. 1, 475-6.
- (29) *Ibid.*, 476.
- (30) Saltet, *op. cit.*, 109-24; Amann, *op. cit.*, cols. 2403-5.
- (31) Saltet, *op. cit.*, 112. cf. *NPN*, 68 (サレテは第十二条として、これが第十三条(482)), 113.
- (32) Saltet, *op. cit.*, 112ff.
- (33) 'ordinationes per chorepiscopos adhuc factas rescindendas non esse: in posterum autem videndum, ne episcoporum auctoritas imminatur.' : *JL*, n° 2765 (a 864).
- (34) 'idem sunt qui et presbyteri' : *HL*, IV-2, 689.
- (35) Saltet, *op. cit.*, 125-37. ; Amann, *op. cit.*, cols. 2405-8.
- (36) Amann, *ibid.*, col. 2408. 八五三年のコンスタンチン公会議(コンスタンチン IV-1, 192ff. 以下)。
- (37) Saltet, *op. cit.*, 149-52 ; Amann, *op. cit.*, cols. 2408-9.
- (38) Saltet, *op. cit.*, 152ff. ; Amann, *op. cit.*, cols. 2409-11.
- (39) 関口武彦『クリスティー修道制の研究』南窓社、二〇〇五年、六六頁以下。
- (40) Saltet, *op. cit.*, 155.
- (41) 'Proinde honor et dignitas uniuscujusque sedis venerabiliter observanda sunt. Praesidentes autem si deviaverint, per devia sequendi non sunt; hoc est, si contra fidem vel catholicam religionem agere coeperint, in talibus eos nequaquam sequi debemus, quod plerumque apud Constantinopolitanam et Alexandrinam sedem contigit.' : *PL*, t. 129,

col. 1089.

- (42) 'Quocirca necesse est ut concedas, sacerdotium ab accepto inseparabile, sicut baptismum': *ibid.*, col. 1108.
- (43) Saltet, *op. cit.*, 168-71.
- (44) 'Caeterum rebaptizationes et reordinationes feri canones vetant.' : F. Behrends (ed. and trans.), *The Letters and Poems of Fulbert of Chartres*. Oxford 1976, 12-15. 関口武彦「フンベルトとオズボロン」『中央大学紀要・社会科学』第三十九巻第十二号（二〇〇九年）八頁。
- (45) J. Leclercq, «Simoniaca Heresis», *Studi Gregoriani* 1(1947), 523-30. 「シモニア異端」なるフレーズはグレゴリウス一世期にはすでに使われない。
- (46) *BPD*, I, Nr. 40, 402.
- (47) *Ibid.*, 396.
- (48) *Ibid.*, 422.
- (49) *Ibid.*, 455ff.
- (50) フンベルトウスの『シモニスト駁論三巻』は *PL*, t. 143, cols. 1005-1212 に収録。第一巻の作成時期については Saltet, *op. cit.*, 193 をみよ。なお、フンベルトウスの本書は当時ほとんど流布しなかった。レオ九世の死後、教皇庁での彼の影響力は下降しており、クラウゼやギルクリストは教皇政策における彼の役割を過大視するシヒェルの見
- 解には否定的である。当時代の思想界のキーマンは言うまでもなくトマス・アクィナスである。cf. H. -G. Krause, *Das Papswahldekret von 1059 und seine Rolle in Investiturreit (Studi Gregoriani 7)* 1960, 51ff.; Gilchrist, *op. cit.*, 234. 「コホエルの見解については次の二論文を参照。A. Michel, "Die folgenschweren Ideen des Kardinals Humbert und ihr Einfluss auf Gregor VII.", *Studi Gregoriani* 1(1947), 65-92; id. "Humbert und Hildebrand bei Nikolaus II. (1059/61)", *Historisches Jahrbuch* 72 (1953), 133-61.
- (51) *PL*, t. 143, col. 1013.
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*, col. 1039.
- (54) *Ibid.*, col. 1017.
- (55) *BPD*, I, Nr. 40, 499.
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.* ; W. Goetz, *Kirchenreform und Investiturreit 910-1122*. Stuttgart 2000, 95.
- (58) 'Id etiam nos non praeterit, quod nostrae memoriae nonus Leo papa plerosque simoniacos et male promotos tanquam noviter ordinavit.' : *BPD*, II, Nr. 65, 237.
- (59) レンヌ司教マグヌス、リモージュ司教イテリウス、ルドン（ブルターニュ）

- 修道院長ピレヌスの二人とも⁶⁰ cf. R. B. C. Huygens (Hg.), *Beringerius Turonensis, Rescriptum contra Lanfranium* (Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis 84) Turnhout 1988, 46.
- (60) *BPD*, I, Nr. 40, 392.
- (61) この年の活動報告書が *BPD*, II, Nr. 65. 一〇五九年十二月に作成され、ヒルデブランドに提出された。
- (62) ラテラン教会会議の教令は、*MGH, Constitutiones*, I, Nr. 386, 549-51に収録。当会議で制定されたのは第一条から第四条までのカノンである。第五、第六条は、のちの教皇書簡からの抜粋と推定され、当会議で制定されたものではない。この点については、F. Pelster, Die römische Synode von 1060 und die von Simonisten gesendeten Weihen⁶¹, *Gregorium* 22 (1942), 67f. (66-90); Krause, *op. cit.*, 19f.をみよ。また当会議の開催日付は、*MGH* の史料は一〇六〇年四月としており、堀米氏もこれを従っている。しかし実際にはニコラウス二世が死去した一〇六一年が正しい。すべしニコルスは一〇六一年の復活祭を考えた(Michel, "Humbert und Hildebrand...", 156)。ラベントスも同意見である(*BPD*, Nr. 40, 386)。
- (63) 堀米『正統と異端』 111-112頁。
- (64) 'Erga symoniacos nullam misericordiam in dignitate servanda habendam esse decernimus, sed iuxta canonum sanctiones et decreta sanctorum patrum eos omnino damnamus ac deponendos esse apostolica auctoritate sancimus.' : *MGH, ibid.*, 550.
- (65) 'De caetero autem si quis hinc in posterum ab eo, quem symoniacum esse non dubitat, se consecrari permiserit, et consecrator et consecratus non disparem damnationis sententiam subbeat, sed uterque depositus paenitentiam agat et privatus a propria dignitate persistat.' : *ibid.*, 550-1.
- (66) 'De iis autem, qui non per pecuniam sed gratis sunt a symoniacis ordinati, quia questio a longo tempore est diutius ventilata, omnem nodum dubietatis absolvimus, ita ut super hoc capitulo neminem deinceps ambigere permittamus.' : *ibid.*, 550.
- (67) 'eos, qui usque modo gratis sunt a symoniacis consecrati, non tam censura iusticiae, quam intuitu misericordiae in acceptis ordinibus manere permittimus, nisi forte alia culpa ex vita eorum contra canones eis existat.' : *ibid.*
- (68) A. Fliche, *La Réforme Grégorienne*. 3 vols. Paris 1924-37 (Repr. Genève 1978), I, 338.
- (69) F. Dressler, *Petrus Damiani: Leben und Werk* (Studia Anselmiana 34), Roma 1954, 136-7.

- (70) Pelster, *op. cit.*, 77; O. J. Blum, "The Monitor of the Popes: St. Peter Damian", *Studi Gregoriani* 2 (1947), 469-70 (459-76); Krause, *op. cit.*, 19; Reindel, *BPD*, I, Nr. 40, 386-7.
- (71) Michel, "Die folgenschweren Ideen...", 81.
- (72) 堀米 前掲書 一一三頁。
- (73) 同前。
- (74) *BPD*, I, Nr. 40, 508f.
- (75) *Ibid.*
- (76) 堀米 前掲書 一一三頁。
- (77) *JL*, n° 4590 (ann. 1063-6).
- (78) *RG*, II, 61, 215f.; *JL*, n° 4942.
- (79) 'Ordinationes vero illorum, qui ab excommunicatis sunt ordinati, sanctorum patrum sequentes vestigia irritas feri censensus.' : *RG*, V, 14a, 372.
- (80) Mirbt, *op. cit.*, 441; A. Nitschke, "Die Wirksamkeit Gottes in der Welt GregorsⅢ. : Eine Untersuchung über die religiösen Äusserungen und politischen Handlungen des Papstes", *Studi Gregoriani* 5 (1956), 153-6, 207f. (115-219). ニチナキは「ハルツ」でグレゴリウス七世の秘跡論はキプリアヌス＝フンベルトウスのそれと等しく。アトルス・ダシヤーニは彼の師ではなかったと主張している。
- (81) Sallet, *op. cit.*, 207f., 249-51.
- (82) G. B. Borino, "Osservazione su una interpretazione del decreto di Gregorio Ⅲ sulle ordinazioni simoniache", *Studi Gregoriani* 5 (1956), 411-5.
- (83) *Ibid.*, 412.
- (84) Gilchrist, *op. cit.*, 233.
- (85) R. Somerville, "The Councils of Gregory Ⅲ", *Studi Gregoriani* 13 (1989), 47 (33-53).
- (86) アトウスとグレゴリウス七世の見解が同じであったかどうかについて堀米氏は慎重な態度をとっているが、結局、教皇がローマ教会会議の教令を追認したと考えた。従ってグレゴリウス改革のドナティ派的秘跡論の急進化はグレゴリウス七世期においてピークに達したといっている(堀米 前掲書 一一七頁以下)。
- (87) 'Item statuerunt, ut si quae Ecclesiae per pecuniam essent consecratae, vel a simoniaco, a legitimo canonice consecratur episcopo. Si qui etiam clerici pecuniam praebendo, vel a simoniaco sunt ordinati, eodem modo a catholico ordinentur episcopo. Non enim in his sit reiteratio, sed ipsa consecratio; quoniam nihil praecesserat, quod ratum haberi queat.' : *Mansi*, t. 20, cols. 519-20.
- (88) Sallet, *op. cit.*, 208. ハルツと等しい見解を主張するのがニチナキで

- 88° cf. Nitschke, *op. cit.*, 154.
- (88) Borino, *op. cit.*, 413.
- (90) ‘Ordinationes, quae interveniente pretio vel precibus vel obsequio alicui personae ea intentione impenso vel quae non communi consensu clerici et populi secundum canonicas sanctiones fiunt et ab his, ad quos consecratio pertinet, non comprobantur, irritas esse diiudicamus, quoniam, qui taliter ordinantur, non per ostium id est per Christum intrant, sed, ut ipsa Veritas testatur, fures sunt et latrones.’ : *RG*, VI, 5b, 403f.
- (16) *Mansi*, t. 20, col. 607. cf. *HL*, V-1, 314ff.
- (20) Mirbt, *op. cit.*, 440.
- (36) ‘Hinc igitur conicitur ordinatos ab haeretico non consecrationem aliquam accepisse, sed solam formam consecrationis absque virtute sanctificationis, quae utique forma, sive accepta virtute sanctificationis, ex consensu sanctae Ecclesiae a conversis retineatur, sive per iterationem penitus proscribatur, ad praesens non occurrit quod rationabiliter objici possit.’ : *PL*, t. 148, cols. 1177-8. ナホ | 卅
ソノホニヤニ繼ムコトナラズ *PL*, t. 54, epistola 159, cols. 1138-9. ヤナニヤ
- (46) *De sacramentis excommunicatorum*: *MGH, Libelli*, II, 89-94; *PL*, t. 148, cols. 1061-8.
- (56) *MGH, ibid.*, 90.
- (96) ‘quae magis respuenda, quam in exemplum ducenda videntur.’ : *ibid.*, 93.
- (76) ‘Hoc ita intellegendum est, ut per manus impositionem reconciliati etiam ordinem retinere permitterentur. Non enim hic ordinatoriam manus impositionem, per quam sacri ordines dantur, intellegere debemus, sed potius reconciliatoriam, per quam penitentes recipere solentus.’ : *MGH, ibid.*, *De excommunicatis vivandis*..., 118 (112-42).
- (86) Michel, “Die folgenschweren Ideen...”, 84. 興味深クナリテノコトナク
一 | 一〇〇年頃ノ 和解のための按手が現れると推定する。cf. Michel, *ibid.*, 83; id., “Humbert von Silva Candida (†1061) bei Gratian, eine Zusammenfassung”, *Studia Gratiana* I (1953), 97f. (85-117).
- (66) ‘Nusquam sane sancti patres clericos ex heresi conversos iterum ordinari permisissent, nisi Paulianistas et alios huiusmodi, qui non catholico more invocationem sanctae Trinitatis faciunt,’ : *MGH, ibid.*, 119.
- (100) *Libellus de Symoniaco*: *MGH, Libelli*, 2, 543-62. cf. Pelster, *op. cit.*, 84ff.
- (101) ‘sola episcopalis manus impositione aecclesiae reconcilientur.’ : *MGH*,

ibid., 557.

437.

- (102) Sallet, *op. cit.*, 223-7.
- (103) 'Forum qui in Ecclesia ordinati sunt, sed ab Ecclesia per scismata discesserunt, sacrificium, secundum Patrum auctoritatem, non exsuffiamus.' : Sallet, *op. cit.*, 224.
- (104) 'in ipsis quos acceperunt ordinibus manere permitas, ad superiores autem ascendere non concedimus.' : *PL*, t. 151, col. 298; *JL*, n° 5393.
- (105) 'per manus impositionem ad catholicam redierint unitatem.' : *ibid.*, col. 532; *JL*, n° 5743 (ann. 1088-99).
- (106) 'manus imponendum facias interesse; quibus caetera omnia consecrationis instrumenta praeter unctionis explebis.' : *ibid.*, col. 358; *JL*, n° 5378 (ann. 1088-95).
- (107) Sallet, *op. cit.*, 159.
- (108) 堀米 「中世秘跡論争の一争点…」前掲書、三七八頁。
- (109) 'ut eosdem ordines ab aliquo sortiaturo episcopo catholico ... praecipimus.' : *ibid.*, col. 327; *JL*, n° 5442 (a° 1091).
- (110) 'eo quod non reiterationem aestimari censemus, sed tantum integram diaconii dationem, quandoquidem, ut praediximus, qui nihil habuit, nil dare potuit.' : *PL*, t. 161, col. 1148.
- (111) グラティアヌスは本テキストを彼の教令集に収録した。cf. *CIC*, col. (117) *COD*, 190.
- (112) *De reordinatione vitanda et de salute parvulorum, qui ab excommunicatis baptizati sunt* : *MGH, Libelli II*, 150-6.
- (113) 'Sunt tamen quidam simplices nimirumque zelotes, qui quoslibet in excommunicatione ordinatos, si respicerint, non cum ordine recipiendos, sed omnino reordinandos esse putant: et hoc ideo, quia sacramenta in excommunicatione usurpata penitus exsuffiare non dubitant.' : *ibid.*, 152.
- (114) *MGH, Constitutiones I*, Nr. 393, 560-3; *Mansi*, t. 20, cols. 805-7. cf. *HL*, V-1, 388ff.
- (115) *PL*, t. 151, col. 500. 堀米氏は晩年の論考において、ウルバヌス二世の登位によってローマ教会は正統的秘跡論に復帰したと述べている。堀米「グレゴリウス改革—ヨーロッパの精神的自覚—」前掲書、九六頁以下を参照。
- (116) アルゲリクスの著書は *PL*, t. 180, cols. 857-968 に収録。cf. N. M. Haring, "A Study in the Sacramentology of Alger of Liège", *Mediaeval Studies* 20 (1958), 41-78. 本論文によるアルゲリクスの著書にはアウグスティヌスの著作から百二十四箇所以上が引用され、*ibid.*, 44°

- (118) *COD*, 203. さらに注目されるのはライヒヘルスバルクの律修参事会員ゲルホーの秘跡理論である。これはインノケンティウス二世に宛てた彼の書簡の中で述べられている (*MGH, Libelli*, 202-39)。彼は秘跡を二種別した。対象が人の場合（洗礼、堅信、叙階など）と無生物の場合（パン、ブドウ酒、聖香油など）である。前者においては、たとひ離教者、被破門者がこれを執行しても、受領者が「カトリックの意図で」《*mente catholica*》秘跡を受取るならば、それは有効であり、再執行は不要である。しかし後者においては秘跡は無効である。そこには「カトリックの意図が介在しないからである」(*ibid.*, 225)とゲルホーの理論は、秘跡の効力の有無が対象の性質によって規定されるという大きな問題点をはらむが、「カトリックの意図で」《*catholica intentione*》という新たな概念の導入は後世に少なからざる影響をおよぼしたといえよう。
- (119) *PL*, t. 161, cols. 1147-50. 法文第七十六章から第八十三章までを合す。
- (120) *Causa*, questio, dictum ante c. 24: *CIC*, col. 436.
- (121) *ibid.*
- (122) *ibid.*
- (123) *ibid.*
- (124) *ibid.*, cols. 436f.
- (125) *Salzet, op. cit.*, 297f.
- (126) *ibid.*, 298f.
- (127) 'Universi etiam ordinati a quondam catholicis vel ab ordinatis eorum in Teutonico regno restituentur in ordinibus taliter perceptis.' : *MGH, Constitutiones* 1, Nr. 249, 352. cf. *Salzet, op. cit.*, 327; *Leeming, op. cit.*, 538, n. 182.
- (128) 'nec occasione huius scismatis gravabuntur.' : *ibid.*, Nr. 260, 364.
- (129) *Salzet, op. cit.*, 329.
- (130) *ibid.*, 307-10; *Amann, op. cit.*, cols. 2423f.
- (131) *Salzet, op. cit.*, 316-23.
- (132) *ibid.*, 320; *Amann, op. cit.*, col. 2424.
- (133) 'quod ordinatus ab heretico sive excommunicato recipit ordinem, et a talibus ordinati confituntur [eucharistiam]. Hoc dum in forma ecclesie confitunt, quia si preter formam ecclesie, non confitunt vel ordinant. Quia forma est de substantia sacramenti. Nullus autem hereticorum executionem prestat, quia extra ecclesiam nullus habet executionem.' : *Salzet, op. cit.*, 337. cf. *Leeming, op. cit.*, 538.
- (134) 'Haec est inconcussa regula et compago totius christianae religionis quod virtus sacramentorum non pendet de meritis ministrorum...' : *Salzet, op. cit.*, 352. cf. *Leeming, op. cit.*, 539. カルトルドゥーネン・

クルンがその著者ではないかと推定している (*ibid.*)。

(135) *Decretal Gregor.*, Lib., Tit. XLII, c. 3: *CIC*, col. 646. ‘*イン
ツインガー*’ 一七九—八頁。

(136) *Ibid.*, Lib., tit. XI, c. 16: *CIC*, col. 124. ‘*インツインガー*’
一九三頁。

(137) *Sancti Thomae Aquinatis Summa Theologiae* (Biblioteca de Autores
Cristianos, Madrid 1952) Supplementum, q. 38, a. 2, 174–5.

(138) *Ibid.*, 175.

(139) ‘*Inter haec sacramenta tria sunt, baptismus, confirmatio et ordo, que
characterem, id est spirituale quoddam signum a ceteris distinctivum
imprimunt in anima indelebile. Unde in eadem persona non
reiterantur.*’: *COD*, 542. ‘*インツインガー*’ 一四五頁。

(140) *COD*, 549f. ‘*インツインガー*’ 二四八頁。

Takehiko SEKIGUCHI

A l' époque de la Réforme pontificale, il y a deux théologies contradictoires à la Curie romaine concernant la validité des ordinations simoniaques. La doctrine de la validité en est exposée par Pierre Damien, ermite de Fonte Avellana, dans son *Liber gratissimus*. Il a bien compris que le pouvoir d'ordre est un pouvoir ministériel. Dieu a fait les clercs *non auctores baptismi, sed ministros*. Le ministre du sacrement est un canal qui transmet la grâce. Les mauvais ministres ne sont donc pas un obstacle à cette transmission. Pierre Damien ne considérant pas les simoniaques comme hérétiques en sens vrai du mot, il devait naturellement conclure que leurs ordinations, quoique irrégulières, étaient valides. C'est en ce sens qu'il orienta sa décision lors de sa légation à Milan (1059). Les idées de Pierre Damien sont appuyées par Anselme de Lucques (le futur Alexandre II) et Hildebrand (le futur Grégoire VII) à la Curie.

Humbert, cardinal de Silva Candida, représente la tendance opposée à Pierre Damien dans son traité *Adversus simoniacos*. Il fait sienne la doctrine de Cyprien, évêque et martyr de Carthage, et des canons des Apôtres (can. 46, 47, 68). D'après lui les simoniaques sont hérétiques. Les sacrements administrés par les hérétiques sont nuls. Il faut donc les réitérer. Quand un évêque catholique veut procéder moyennant finance à une ordination, son pouvoir d'ordre est immédiatement lié. Il n'est plus dès lors qu'une marionnette (*statunculus*), dont les actes sont sans valeur.

Le concile romain en avril de 1061, présidé par Nicolas II, tout en se montrant extrêmement sévère à l'égard des clercs ordonnés simoniaquement (can. 1, 3), n'avait pas considéré leurs ordinations comme nulles: Quiconque avait été ordonné gratuitement par un évêque simoniaque retraits dans l'ordre qu'il avait reçu «*in acceptis ordinibus manere permittimus*», si toutefois aucune autre accusation ne pesait sur lui (can. 2). Le concile romain constitua un triomphe pour les idées de Pierre Damien, cardinal d'Ostia. On y déclara officiellement la validité des ordinations des clercs ordonnés gratis par des prélats connus comme simoniaques. C'est un moment décisif dans l'histoire de la théologie sacramentaire.

Que veut dire le mot *irritus* appliqué à des ordinations données par des évêques consacrés hors de l'Église (*extra Ecclesiam*) ? On le rencontre dans les canons du concile du Latran (1078) et celui de Plaisance (1095). A première impression on serait tenté de le traduire par «(invalide)», «(absolument nul)». Mais *irritus* n'a pas ici ce sens. Comme il est dit dans le canon 2 du concile de Plaisance qui traite en général de la simonie, ces ordinations signifient *nullas unquam vires obtinere*. Elles confèrent

la simple *forma sacramenti* sans *virtus (effectus) sacramenti*, autrement dit le sacrement valide mais incomplet. Pour recouvrer la *virtus*, il faut revenir à l'unité catholique et faire appel à l'imposition des mains (*impositio manus*) pour réconciliation. Le mot *irritus* a donc le sens de «réel ou valide, mais frappé d'opposition, c'est-à-dire pratiquement nul» (L. Saltet), ou bien «prohiber l'usage d'ordres reçus d'une personne indigne» (G. B. Borino). Il a en somme le sens de «valide, mais illégal» (J. Gilchrist).